

令和7年度 第2回新潟市認知症介護実践者研修募集要項

1 研修の目的・対象者

目 的	認知症高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を営むことを支援するための実践的な認知症介護の知識及び技術の修得
対象者	次の①～⑥のいずれかに該当し、介護保険施設、地域密着型サービス事業所等の介護従業者等であって、認知症介護基礎研修を修了した方あるいはそれと同等以上の能力を有する方（※注1）であり、身体介護に関する基礎的な知識・技術（介護福祉士と同等程度）を修得しており、かつ、認知症高齢者介護に関する経験（※注2）が2年程度の方を対象とする。 ① 指定認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者に従事することが予定されている方 ② 新潟市から、本研修の確実な受講を条件に減算されていない指定認知症対応型共同生活介護事業所に従事している、または従事予定である計画作成担当者 ③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者として従事予定で、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の受講要件を満たすために本研修を受講する必要がある方 ④ 指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者になることが予定されており、認知症対応型サービス事業管理者研修の受講要件を満たすために本研修を受講する必要がある方 ⑤ 認知症介護実践リーダー研修の受講要件を満たすために本研修の受講を希望する方 ⑥ 自己研鑽のため受講を希望する方 また、本研修修了後に、新潟市内に所在する介護保険施設及び地域密着型サービス事業所に勤務する方、もしくは勤務することが決定または内定している方のみを対象とします。 よって、<u>現に新潟市に所在する事業所に勤務している方であっても、本研修修了後に新潟市以外に所在する事業所に勤務する場合は、新潟県が主催する研修の受講対象となりますので、当該事業所の所在する市町村介護保険担当までお問い合わせください。</u>

(※注1)：「同等以上の能力を有する方」とは、下記の資格を有する方をいいます。

【(※注1)に該当する有資格者】

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員、養成研修一級課・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師 等

(※注2)「認知症高齢者介護に関する経験」とは、介護保険施設等での介護経験、ケアプランの作成経験等をいい、一般病院での看護経験や、家庭での介護経験等は経験年数に含めません。

2 研修日程・会場

詳細は5～6ページをご覧ください。

3 受講定員

60名

4 申込方法

受講希望者の所属する施設・事業所は、申込専用フォームから受講申込を行ってください。

(1) 申込期限 令和7年8月27日(水)

(2) 申込方法

下記の「新潟市オンライン申請システム」の申込フォームからお申込ください。
<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/3fe27200-d8ae-4c71-bbbb-d711dac229fd/start>

(3) 注意事項

- ・申込期限を過ぎた申し込みは一切受け付けられません。
- ・申込内容に誤りや不備・不足等がある場合は、受講決定されない場合があります。
- ・電子申請システムでの申し込みの際に、「現勤務施設・事業所の住所」欄に、誤って自宅住所を入力される方がいます。システムでの申し込み確定前には、必ず申込内容の確認をお願いいたします。
- ・多くの施設・事業所の方から受講していただくため、原則として1施設・事業所につき1名の申し込みにさせていただきます。
ただし、運営上の都合により1施設・事業所から複数の申込希望者がある場合は、申込書作成フォームの「事業所内優先順位」を必ず入力してください。
- ・申込は事業所単位で取りまとめるうえで行ってください。
- ・5の優先受講要件に該当する場合は、最優先で受講できるよう配慮します。

5 受講の優先について

本研修の受講に際して、下記要件に該当する場合は定員枠の範囲内でその受講に配慮することとします。

【優先受講の要件】

- ① 地域密着型サービス事業所の新規開設のため、指定基準を満たすために必要な人員を確保する必要があり、そのために本研修の受講が必要な場合（新潟市が認めるものに限る。）
- ② 地域密着型サービス事業所の管理者、計画作成担当者の急な退職等のため、新潟市の事業所において新たに管理者、計画作成担当者として勤務することが決定している場合（ただし、単なる将来の異動、休職等に備える事由は非該当とする。）
- ③ 新潟市から、計画作成担当者が本研修を確実に受講することを条件に減算されていない事業所（近々に同様の事態となる見込みの事業所を含む。）である場合（減算対象事由）
- ④ その他特殊な事由
例：新潟市から早急に管理者研修を受講するよう是正指導もしくは勧告等を受けている場合 等

6 受講決定・不決定

（１） 受講者の決定・不決定の通知は、申し込みを行った施設等に対して、**9月12日（金）頃までに郵送で通知**します。

（２） 受講希望者が定員を超えた場合は、次の順位により受講者を決定します。

- ① 上記5により新潟市が適当と認める方
- ② 上記以外の方で、施設及び地域密着型サービス事業所の優先順位が第1位の方、かつ、過去に受講申し込みを行ったが不決定となったことがある方
注）申込書に不決定となった過去の研修を記載することが必要です。
※不決定の多い方を優先します。
- ③ 上記①及び②に該当しない方で、施設及び地域密着型サービス事業所の優先順位が第1位の方
- ④ 上記①～③に該当しない方
※①から順に受講決定し、受講希望者が超えた該当番号の方の中から、定員の範囲内で抽選により決定します。

7 費用

研修受講費用として、22,000円を負担していただきます。

受講決定通知書とともに、市が発行する「納入通知書」を同封いたしますので、納入通知書に記載の納期限までに、所定金融機関にて各自お支払いください。

8 研修への参加が不可能となった場合について

受講決定通知後に研修への参加が不可能となった場合は、別紙1「新潟市認知症介護研修受講辞退届」を令和7年10月2日（木）までに、新潟市福祉部地域包括ケア推進課あてに提出してください。

なお、研修の受講辞退に際し受講負担金は返却しません（受講決定後は、研修開始前に受講辞退した場合であっても、受講負担金の納入が必要となりますので、ご了承ください。

9 修了について

本研修の全過程を修了した方には、新潟市長名の修了証書を交付します。

※全過程を修了した方に修了証書を交付します。原則、自然災害による公共交通の遅れ等のやむを得ない事情を除き、遅刻・欠席は修了と認めませんのでご注意ください。

また、体調不良による欠席も、原則、修了と認めませんので、体調管理に努めて下さい。

※研修の成果物や受講態度が著しく不適切な方（居眠り、私語等）については、修了と認めない場合がありますのでご注意ください。

10 参考図書

研修受講者は、研修の理解を深めるため、認知症介護研修に関する参考図書を一読してから受講されることをお勧めします。

参考図書の例としては下記のものがありますので参考にしてください（参考図書はこれに限るものではありません）。

●「認知症介護実践研修テキスト」実践者編

なお、上記参考図書は、厚生労働省が定める「認知症介護指導者研修」実施法人である「認知症介護研究・研修東京センター」が認知症介護実践研修テキストとして監修・発行しているものであり、認知症介護に必要な支援の考え方・方法・技術を実践に結び付けて理解できるよう模擬事例を用いて様々な視点から編集されているものです。

※ 紹介参考図書の問い合わせ・申込等については、中央法規出版(株)東京営業所（TEL：03-3834-5817）まで。

11 その他

- ・本研修は、社会福祉法人桜井の里福祉会に委託して実施します。
- ・申込をした時点で、受講申込に際して取得した個人情報、委託先へ提供することと同意したものと見なします。
- ・受講申込に際して取得した個人情報は、当研修及びこれに関連する研修にのみ使用します。
- ・受講決定後に、委託法人より詳細なスケジュール等を郵送する予定です。
- ・研修の際は、換気の実施、一定の間隔を空けての着席、近距離での会話を避けるなど新型コロナウイルス感染防止対策を行います。

研 修 日 程（予定）

日 程		令和 7 年 10 月 6 日（月）から 令和 7 年 11 月 28 日（金）まで
講 義 ・ 演 習	講義・演習 （5 日間）	令和 7 年 10 月 6 日（月）・7 日（火）・9 日（木）・ 24 日（金）・28 日（火）
	時 間	次頁「研修プログラム」をご覧ください。
	会 場	〒950-0155 新潟市中央区鐘木 1 8 5－1 8 新潟テルサ 3 階大会議室 電話：025-281-1888
自施設 実 習 （4 週間）		受講決定者自身の定めた研修の目的に沿って自施設等で実習を 行い、報告書を作成してください。
		実習期間：令和 7 年 10 月 29 日（水）～11 月 27 日（木）のうち 4 週間
		実習中間報告会：令和 7 年 11 月 11 日（火） ※会場：新潟テルサ 3 階大会議室
修了式		期日：令和 7 年 11 月 28 日（金） ※会場：新潟テルサ 3 階大会議室
定 員		6 0 名
費 用		2 2, 0 0 0 円（研修受講負担金として）

研修プログラム（予定）

日 時		内 容
10月 6日 (1日目)	8:55～ 9:05	受付
	9:05～ 9:20	オリエンテーション
	9:20～12:20	認知症ケアの理念・倫理と意思決定支援
	13:30～13:50	学習成果の実践展開説明
	13:50～15:20	家族介護者の理解と支援方法
	15:40～16:40	QOLを高める活動と評価の観点
	16:40～17:00	1日の振り返り
10月 7日 (2日目)	9:00～ 9:10	受付
	9:10～12:10	生活支援のためのケアの演習 1
	13:20～15:20	生活支援のためのケアの演習 1
	15:30～15:40	1日の振り返り
10月 9日 (3日目)	9:00～ 9:10	受付
	9:10～11:10	地域資源の理解とケアへの活用
	12:20～14:50	権利擁護の視点に基づく支援
	15:00～15:30	実習オリエンテーション
	15:30～15:40	1日の振り返り
10月 10日～10月 23日		学習成果の実践展開期間
10月 24日 (4日目)	9:00～ 9:10	受付
	9:20～10:20	学習成果の実践展開の共有
	10:30～12:30	生活支援のためのケアの演習 2（心理・行動症状）
	13:30～15:30	生活支援のためのケアの演習 2（心理・行動症状）
	15:40～17:40	アセスメントとケアの実践の基本 1
	17:40～17:50	1日の振り返り
10月 28日 (5日目)	9:00～ 9:10	受付
	9:10～ 12:10	アセスメントとケアの実践の基本 2
	13:10～17:10	職場実習の課題設定
	17:10～17:20	1日の振り返り
10月 29日～11月 27日 のうち 4 週間		職場実習(4 週間)
11月 11日		実習中間報告会
11月 28日		成果報告会・修了式